

春日井市観光事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域の活性化及び観光の振興を図るため、予算の範囲内で、市内の観光関連団体等が実施する観光事業に対して補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の観光振興を目的とする次の事業とする。

- (1) 市内の観光事業に関する情報の収集、発信及び宣伝に関する事業
- (2) コンベンションに関する事業
- (3) 春日井ブランドの推進に関する事業
- (4) 近隣地域及び市内関連団体等との連携組織に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とする。ただし、人件費については、2分の1に相当する額以内の額とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める提出期限は、当該年度の6月30日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、交付決定を受けた者の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(書類の提出部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の春日井市観光施設整備事業等補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

2 平成29年7月6日以前に開始する事業に係る補助金等交付申請書の提出期限

については、改正後の春日井市観光事業等補助金交付要綱第4条の規定中「6月30日」とあるのは「7月6日」とする。